

答申書

令和5年3月14日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和4年度諮問第6号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、相模原市長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対し、令和4年9月12日付けで行った差押処分(審査請求人が○株式会社から令和4年10月分以降支払を受けるべき給与・賞与等(扶養手当・残業手当等の各種手当等を含む。)から、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項から第3項までの規定による差押禁止額を差し引いた金額の支払請求権を差し押さえる処分をいう。以下「本件処分」という。)に対して、審査請求人が審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした事案である。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

従前何度も差押執行通知を受けてきたが、差押えに基づく給与の取立てを執行されなかったのであり、処分庁が、急に本件処分を執行したことは違法又は不当である。

2 処分庁の主張

審査請求人は、本件処分の時点において、本件処分に係る市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税について、処分庁が督促状を発送した日から起算して10日を経過しても当該各税を完納しなかったため、滞納処分をされ得る地位にあり、処分庁が差押えを猶予すべき理由も認められないのだから、本件処分は適法かつ妥当であって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和5年3月14日	審査庁から諮問書を受付
令和5年3月17日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和5年3月29日	審査請求人から主張書面を受付
令和5年3月31日	調査審議
令和5年4月12日	処分庁に対する書面調査
令和5年4月18日	処分庁から回答書面を受付
令和5年4月26日	処分庁に対する書面調査
令和5年4月27日	処分庁から回答書面を受付
令和5年5月1日	調査審議
令和5年5月30日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

審理員意見書及び当審査会が行政不服審査法(平成26年法律第68号)第74条に基づいて処分庁に依頼した調査に対する回答によると、次の事実が認められる。

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、次の市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税の納付義務を負っていたが、これらを各納付期限までに納付しなかった。

ア 市県民税について 平成28年度第1期分から令和4年度第4期分まで

イ 軽自動車税(種別割)について 令和3年度及び令和4年度各全期分

ウ 国民健康保険税について 平成27年度第1期分から平成29年度第10期分まで、平成30年度第4期分から平成31年度第3期分まで、平成31年度第6期分から令和3年度第1期分まで及び令和3年度第3期分から令和4年度第10期分まで

(2) 処分庁は、(1)記載の各滞納分のうち、次の期別の滞納額についてのみ、令和3年12月2日付けで差押処分(以下「令和3年処分」という。)を行った。

- ア 市県民税について 平成28年度第1期分から令和3年度第2期分まで
 - イ 軽自動車税(種別割)について 令和3年度全期分
- (3) 審査請求人は、令和3年処分後、(1)記載の滞納額のうち次の期別分(延滞金を除く賦課額)を分割納付又は自主納付によって納付した。
- ア 市県民税について 平成31年度第3期分及び第4期分並びに令和2年度第1期分
 - イ 軽自動車税(種別割)について 令和3年度全期分
 - ウ 国民健康保険税について 平成29年度第1期分並びに令和3年度第1期分及び第3期分
- (4) この結果、(1)記載の滞納分のうち、令和3年処分に係る滞納分を除き、審査請求人が各納付期限までに納付せず、なお納付義務を負う本件処分に係るものは、次のとおりとなった。
- ア 令和3年度市県民税のうち第3期分及び第4期分
 - イ 令和4年度市県民税のうち第1期分
 - ウ 令和4年度軽自動車税(種別割)の全期分
 - エ 平成27年度国民健康保険税のうち第2期分
 - オ 平成28年度国民健康保険税のうち第4期分ないし第10期分
 - カ 平成29年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第10期分
 - キ 平成30年度国民健康保険税のうち第4期分ないし第10期分
 - ク 平成31年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第3期分及び第6期分ないし第10期分
 - ケ 令和2年度国民健康保険税のうち第1期分ないし第10期分
 - コ 令和3年度国民健康保険税のうち第3期分ないし第10期分
 - サ 令和4年度国民健康保険税のうち第1期分及び第2期分
- (5) 処分庁は、審査請求人に対し、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第329条第1項、第463条の25第1項及び第726条第1項の規定により、(4)アないしサの市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税につき、次のとおり督促状を発送した。
- ア (4)アについて、令和3年11月25日及び令和4年2月25日
 - イ (4)イについて、令和4年7月26日
 - ウ (4)ウについて、令和4年6月28日

- エ (4)エについて、平成27年8月20日
- オ (4)オについて、平成28年10月20日から平成29年4月20日にかけて
- カ (4)カについて、平成29年7月20日から平成30年4月20日にかけて
- キ (4)キについて、平成30年10月19日から平成31年4月19日にかけて
- ク (4)クについて、令和元年7月19日から令和2年4月20日にかけて
- ケ (4)ケについて、令和2年7月20日から令和3年4月20日にかけて
- コ (4)コについて、令和3年9月22日から令和4年4月26日にかけて
- サ (4)サについて、令和4年7月26日及び令和4年8月29日
- (6) 審査請求人は、(5)記載の各督促状の送付を受けながら、その督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税を完納しなかった。
- (7) そのため処分庁は、法第331条第1項、第335条、第463条の27第1項及び第728条第1項の規定に従って、本件処分を行った。

2 根拠法令及びその解釈について

(1) 差押えの要件について

市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税の徴収について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき又は滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに各税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴収職員は、当該市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている(法第331条第1項、第335条、第463条の27第1項及び第728条第1項)。

(2) 徴収猶予について

ア 地方団体の長は、納税者がその財産につき災害等の被害を受けたときや納税者又は同一生計の親族が病気にかかり、又は負傷したときなどにおいて、納税者がその者に係る地方団体の徴収金を納付できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内の期間に限りその徴収を猶予す

ることができる(法第15条第1項及び第2項)。

なお、地方団体の長は、徴収を猶予した期間内に納税者が徴収を猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を既に猶予した期間と合わせて2年以内まで延長することができる(法第15条第4項)。

イ 徴収を猶予した金額の納付については、条例で定めるところにより、納税者に分割して納付させることができるものとされており(法第15条第3項及び第5項)、相模原市においては、納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割し、徴収を猶予した期間内の各月に分割して納付させることができることとしている(相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第5条の2第1項)。

ウ なお、地方団体の長は、徴収の猶予をしたときは、その期間内においては、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び差押えをすることができず(法第15条の2の3第1項)、また、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる(同条第2項)。

(3) 換価の猶予について

ア 地方団体の長は、滞納者が誠実な納付意思を有し、財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある場合や、財産の換価を猶予することが当該滞納等に係る地方団体の徴収金の徴収上有利であると認められる場合には、滞納者の納付すべき地方団体の徴収金につき、1年以内の期間に限り、職権により滞納処分による財産の換価を猶予することができることとされている(法第15条の5第1項)。

また、滞納者が地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある場合には、納期限から6月の期間内にされたその者の申請に基づき、同じく換価の猶予をすることができることとされている(法第15条の6第1項、相模原市市税条例第5条の5第1項)。

なお、地方団体の長は、換価を猶予した期間内に滞納者が換価を猶予し

た金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を最長で既に猶予した期間と合わせて2年以内まで延長することができる(法第15条の5第2項及び第15条の6第3項において準用する法第15条第4項)。

イ 換価を猶予した金額の納付については、条例で定めるところにより、滞納者に分割して納付させるものとしている(法第15条の5第2項及び第15条の6第3項において準用する法第15条第3項)。

ウ また、地方団体の長は、換価の猶予をしたときは、必要に応じて滞納者の財産の差押えを猶予し、又は解除することができる(法第15条の5の3第1項)。

3 審査会の判断

(1) 本件処分の適法性について

審査請求人は、本件処分の時点において、1(4)ないし(6)記載のとおり、市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税について、処分庁が督促状を発送した日から起算して10日を経過しても、なお当該各税を完納しなかったため、2記載の各法令によって、滞納処分をされ得る地位にある。

また、審査請求人は、処分庁に対し、2(2)及び(3)記載の徴収猶予の申請又は換価の猶予の申請を行っていない。

さらに、本件処分の対象である給与・賞与等については、納税義務者の生活を維持するために必要な金額として、国税徴収法第76条第1項から第3項までの規定により差押禁止額が定められており、これを控除した額を差し押さえても、直ちに審査請求人の生活の維持を困難にする恐れがあるとはいえないこと、財産の換価を猶予することが当該滞納等に係る地方団体の徴収金の徴収上有利であると認められる事実もないことから、職権による換価の猶予にも該当しない。

よって、本件において、処分庁が差押えを猶予すべき理由は認められないので、本件処分に違法性はなく、適法と認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 審査請求人は、従前何度も差押執行通知を受けてきたが、差押えに基づく給与等の取立てを執行されなかったものであり、処分庁が、本件処分を急に執行したことは不当である旨主張している。

しかし、3(1)に述べたとおり、審査請求人は、本件処分の時点において、本件処分に係る市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税について、滞納処分をされ得る地位にあったことに変わりはない。

たしかに、処分庁は、令和3年処分に基づく給与等の取立てを執行せず、審査請求人の希望額での分割納付を認めているが、これは審査請求人の給与額が少ない状況を考慮したものであり、本件処分は、その後に審査請求人の収入が増加したことを受けて行われたものであるから、その経緯について不当な点は認められない。

もともと、後に「第6 付言」で述べるように、本件における徴税事務担当者、とりわけ国民健康保険税担当者による徴税事務が十全に執行されていたとはいえない事情があり、このことが審査請求人に対して唐突な執行という印象を与えたのではないかと思われる。しかし、このような事情があったとしても、そのことで本件処分が不当であったとまではいえない。

イ また、審査請求人は、本件処分にに基づく給与等の取立てに際して、医療費支出が考慮されなかった点についても、不服である旨主張する。

しかし、乙第1号証及び口頭意見陳述の内容によれば、処分庁は審査請求人に対して、医療費が多額の場合にはその点を考慮する可能性がある旨伝えたに過ぎないものと認められる。

それゆえ、審査請求人が、その後医療費の領収書を処分庁に提出したとしても、処分庁が、審査請求人の収入状況、同医療費の金額等に鑑み、本件処分にに基づく給与等の取立てに際して、同医療費支出を考慮しなかったとしても、そのことで本件処分が不当であったとも認められない。

ウ よって、本件処分には、審査請求人が主張するような不当な点は認められず、妥当であると判断する。

(3) 本件処分のその他の違法性又は不当性について

上記以外に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 審理員の手続の適正性

本件審査請求にかかる審理員の審理手続は、適正に行われたものと認められる。

5 審査庁の採決についての考え方

審査庁は、本件審査請求は棄却すべきであるとし、その理由を審理員意見書

の「第3 理由」のとおりとしている。

当審査会は審理員意見書の「第3 理由」を援用するものではないが、審査庁の考え方は、結論においては同様である。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 付言

この機会に、本件処分及びその執行について、事実の経過及び審査請求人の主張に鑑み、若干の付言をしておきたい。

審査請求人が本件処分に対して本件審査請求を行った背景の一つに、審査請求人の市県民税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税の滞納に対する徴税事務の執行について、市県民税等担当者と国民健康保険税担当者との間で整合性がなかったことがあると思われる。

すなわち、市県民税は平成28年度第1期分から令和2年度分について、軽自動車税(種別割)は令和3年度分について、それぞれ一度差押え(令和3年処分)が行われたのに対して、国民健康保険税は、これに対応する納期分だけでなくさらに遡る平成27年度分についても、差押えが行われたことはなかった。にもかかわらず、これらを一括した本件処分が行われた(なお、国民健康保険税の徴収事務がこのような対応となったことによって、その一部(平成27年度第3期分から第10期分まで)が時効にかかるという事態も招いている)。その結果、審査請求人の側から見れば、これまで一度も差押処分を受けたことがなかった国民健康保険税について一挙に約8年分(時効消滅した部分を除いても7年2期分)について本件処分を受けたことになる。

こうした対応になったのは、令和4年4月1日にそれまで担当部署を異にしていた市県民税等と国民健康保険税の収納が一元管理化されたことによって、国民健康保険税の収納状況(滞納分について差押処分がされたことがないこと)が明らかになったことによる。

こうした状況について、処分庁は、当審査会が依頼した追加調査に対する回答において、「滞納があり、かつ、差押すべき財産が存在する場合、徴収職員はその財産を差し押さえなければならないことは、国税徴収法第47条に規定されている」ことを理由に、本件処分の正当性をいう(5南市税第70号[令和

5年4月14日付け])。しかし、当該法条を根拠にするのであれば、国民健康保険税徴収担当者は、市県民税等について令和3年処分が行われた際に、なぜ併せて差押処分をしなかったのかという疑問が残る。この点について処分庁は、「市税担当者及び国民健康保険担当者は、ともに審査請求人について差押に値する財産が確認できれば、差押処分を執行する方針に変わりはなく、財産状況や納税視力の確認のため、以前より審査請求人への聞き取り調査を行なっている」とし、市県民税等については「市税担当者における令和3年度の給与調査により、差押可能な給与額を確認し、差押処分を執行した」が、国民健康保険税については、「担当者も差押に値する財産を確認できておらず差押処分の執行にはいたっていない」と回答した(5南市税第172号[令和5年4月27日付け])。しかし、この説明にもなお疑問が残る。国民健康保険税についても、少なくとも平成27年度分から、時効消滅した部分を除いた平成29年度第1期分までについては、市県民税とほぼ同時期に、一部とはいえ分割納付の誓約を得て実際に納付領収してもいる。このことは、分割納付可能な財産があることを徴収担当者が把握していた事実を裏付ける。そうであるとすれば、分割納付があってもなお滞納額が残った場合には、国税徴収法及び地方税法の規定に従って、直ちに差押処分を行わなければならないはずである。にもかかわらず、一方で、滞納額の一部を時効消滅させるような事務執行を行いつつ、他方で、徴税事務の一元化という制度変更を契機にたまさかに発見した滞納分について、審査請求人にとっては唐突ともいえる形で、関係法令の条文だけを根拠に本件処分に至るという事務の執行の在り方はいかなるものであろうか。もっともこの点についても、処分庁は、「本市内部における事務執行体制が変わったことを理由に差押処分を猶予するような経過措置を設けることは検討しておらず、滞納がある場合に差押処分を執行することは、一元管理化の実施前から市民への説明を行ってきた」(5南市税第70号[令和5年4月14日付け])という。たしかに、当然に経過措置や激変緩和措置を採らなければならない法令上の義務はないかもしれないが、「市民への説明」といっても、それはあくまでも市民全体に対するいわば「広報」活動の一環としてされたものであって、それをするのは当然である。重要なことはそのような一般的な説明だけではなく、直接に制度変更の影響を受ける市民、例えば今回の審査請求人のような個別具体的な市民に対する説明こそ重要であると考えられるものである。従来市県民

税等と国民健康保険税とで徴税事務担当部署が分かれていたとしても、納税者の側から見れば、いずれも「市」からの徴税であることに変わりはないのであるから、本件の経緯のように、ある時期(一元管理化後)から国民健康保険税に関する取扱いがなぜ急に変わったのかという疑問を抱くことも理解できないわけではないからである。本件処分を行うに当たって、国民健康保険税に関する従来の取扱いが変わった理由について丁寧な説明がされたとは判断できない。

納税は市民の義務であると同時に、徴税を適切に行うことは市行政の円滑な運営にとって不可欠な事柄であり、仮にもその一部とはいえ時効消滅させるような事務執行はあってはならない。それだけでなく、実際の収納事務に際しても、本件処分的前提となったような制度変更による事務執行体制の変更があったような場合、その結果として市民に従前とは異なるより大きな負担を生じさせるような場合には、たとえその負担が納税義務者の側の義務不履行に由来するものであったとしても、当該義務者が納得しうるような行政事務の執行が望まれるものである。

以 上